

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
25	鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設	環境省	1～2
3	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	国土交通省	3
36	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和	国土交通省	5
40	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化	国土交通省	7
11	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	内閣府	9
18	民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し	厚生労働省	11～14
16	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等	厚生労働省	15

「鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設」について

①鳥獣保護区制度の効果を失わせる

・鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。

⇒ 鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、他の種も保護するという鳥獣保護区の効果を失わせるものである。
※当該特例制度について自然保護団体からも鳥類の保護に支障が生じるという懸念が示されている

②制度が重複・複雑化することによる支障が発生するおそれ

・提案のような区域・方法・期間を限定して二ホンジカ・イノシシ等特定の鳥獣の狩猟を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣（二ホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」や、法第14条第1項に基づく「特例休猟区」により実現可能。

⇒ 既存の制度とも重複し、また、制度全体が複雑になり、行政の運用コストの増加や一般市民を巻き込んだ事故の増加等の支障が発生するおそれがある。

③一般市民を巻き込んだ事故やトラブルが増加するおそれ

⇒ これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において狩猟行為を認めることにより、事故の増加（狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など）のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。

④計画的な鳥獣の捕獲が円滑に進まなくなるおそれ

⇒ 鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が重複した場合、事故等を避けるために実施区域や期間等の調整が必要となるが、その結果、逆に、十分な捕獲が進まず、本来進めるべき鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な捕獲が円滑に進まなくなるおそれがある。

【効果の観点】提案の制度によっては鳥獣保護区での捕獲が進む等の施策効果は得られない

・狩猟者の自由意思に基づく捕獲を認めても、実態上、捕獲したい場所・しやすい場所で捕獲が行われ、鳥獣保護区内での捕獲が進む等の施策効果は得られないと考える。（提案団体から定量的なデータは得られていない） 1

鳥獣保護区において、特定の鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）のみを狩猟でも捕獲するために、鳥獣保護区を解除して、一時的に設定する狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域の活用例

■栃木県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計9箇所（14,679ha）
- ・ 狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域 計2箇所（1,161ha）

（参考）栃木県第11次鳥獣保護管理事業計画 第3 8 (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

ニホンジカやイノシシ第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、捕獲を促進すべき地域については、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く。）捕獲禁止区域」又は「狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」に指定することにより、特定の鳥獣による被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指します。なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に戻すことを前提として、特定の鳥獣による被害の軽減が図られたかどうか検証を行います。

■長野県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計4箇所（2,651ha）

（参考）長野県第11次鳥獣保護管理事業計画 第2 1 (2) ウ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある鳥獣が生息している地域については、その鳥獣だけを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に変更の見直しを行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すこととする。

■群馬県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計4箇所（2,974ha）

（参考）群馬県第11次鳥獣保護管理事業計画 第2 4 (1)

鳥獣保護区の区域内において、特定の狩猟鳥獣（シカ又はイノシシ）の生息数が増加し、当該狩猟鳥獣による農林水産業又は生態系への被害が顕著となっている場合は、被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るため、鳥獣保護区を一時的に解除して当該狩猟鳥獣を除く狩猟鳥獣捕獲禁止に移行することにより、狩猟による当該狩猟鳥獣の捕獲を可能とする。

なお、移行に当たっては、鳥獣保護区の期間更新手続にあわせ、解除しようとする鳥獣保護区の指定の目的が損なわれるおそれがないか、また、解除による当該鳥獣以外の鳥獣への影響及び当該区域内における狩猟の安全性の確保について検討、配慮するとともに、期間更新前の鳥獣保護区であっても、緊急性の観点から検討する。

下水道処理区域内における合併処理浄化槽設置に係るニーズ調査

調査概要

- 内容 ・下水道処理区域内における防災施設・避難所において、地震時等の災害対応能力の充実を図るため、平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置について、現在 具体的なニーズがあるか。現在具体的なニーズがない場合は、今後、設置を検討する余地があるかを調査。
- 方法 ・内閣府地方分権改革推進室と国土交通省の連名で実施。
・各団体内で、防災担当部局、浄化槽担当部局、建築担当部局等の関係部局や、防災施設・避難所の管理主体（小学校であれば当該市町村教育委員会など）に確認の上で、地方分権担当部局、下水道担当部局で合議し、回答するよう依頼。
- 期間 ・平成28年8月26日発出、9月9日を提出期限として照会。
- 対象 ・提案団体(富山県及び同県内市町等)、追加共同提案団体(広島県及び同県内市町等、上越市、東金市)

<回答結果>

各団体とも現在具体的なニーズは無く、今後、設置を検討する余地も無い。

<回答要旨> ※今後、設置を検討する余地も無い理由

- ・マンホールトイレ等での対策を検討。
- ・下水道の耐震化も進めており、二重投資となる。
- ・建設費・維持管理費がかかり、放流渠の確保も困難。
- ・下水道処理区域拡大に重点を置いている。
- ・費用的な面に加え、下水道の信頼性について、住民に不安を与える恐れがあり、下水道の早期接続促進の障害となる可能性がある。
- ・現行規定で対応可能な部分もある。
- ・国土交通省からの第1次回答により、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することが可能であると把握できた。

